

## 2022年12月17日裁判司法研究会議事録

### 1. 概要

【日時】2022年12月17日午後2時から午後5時半ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

山村、玉江、大友、小林、巫（5名）

### 2. 議長の選任

山村さんに議長を頼む予定でしたが、山村さんのウェブ環境が不安定で、研究会の開始時に参加できませんでした。結局、議長の選任は行わずに、研究会を行いました。

### 3. 報告

【喉の手術についての病院との交渉】

【報告者】玉江峰子

喉の手術のときに、変な切り方をされたことについて、池永先生という弁護士が相手方の病院に質問状を出してくれました。それに対して、相手方の病院の弁護士さんから、受領の確認と、追って書面で回答するという返事がきました。メールで送っていただいたので、画面共有で回覧します。

病院から正式な返事が来たら、皆様に公開します。

【公務執行妨害・弁護士紛議調停一審の弁護を担当した二名の弁護士の一人】

【報告者】小林秀彦（パワーポイントファイルで説明）

私が公務執行妨害罪事件で有罪判決を受けた事件<sup>1</sup>で、第一審の弁護を担当した弁護士との紛議調停を、彼が所属する第二東京弁護士会に申し立てた<sup>2</sup>。12月16日に、約一時間半、第二東京弁護士会で話し合いをした。二人の中堅弁護士と思える人が調停員として、話を聞いた。この事件の事情は次のとおりである。

- ① 奥さんがながく面倒を見ていて亡くなった奥さんの母親の遺骨を奥さんが持っていたが、奥さんの弟が、家の墓があるので遺骨を引き渡せと要求した。しかし、弟は電話をかけても出ないし、家に行っても会わないので、引き渡すことができなかった。
- ② ところが、弟が遺骨を引き渡せと、家庭裁判所に訴え、裁判所から命令さ

<sup>1</sup> 平成30年刑（ワ）第659号公務執行妨害事件

<sup>2</sup> 2022年（フ）第55号井田紛議調停申立て事件

れたので、遺骨を持参して奥さんと小林さんが家裁の書記官室に行って、カウンター越しに12、13分くらい話をした。

- ③ そのときに、小林さんが家裁の書記官を叩いたとして、書記官に訴えられ、半年以上後に逮捕された。全くの事実無根の訴えである<sup>3</sup>。
- ④ 逮捕後、裁判官から勾留延長されると言われ、弁護士をつけるかと聞かれたが、自分で弁護士に連絡することは許されず、〇弁護士を紹介された。
- ⑤ 〇弁護士に、自分は完全に無罪なので、そのように弁護してほしいと伝えて、依頼したが、〇弁護士は頼りなかったので、補助する弁護士をつけるように頼み、I弁護士が補助役としてつけられた。
- ⑥ 裁判では証拠が証言記録しかなく、二人の裁判所職員の証言は叩いたという事実があったというもので、小林さんと奥さんの証言はその事実はないというものだった。
- ⑦ 小林さんが別の証拠を提出しようとしたが、裁判官が拒否した。
- ⑧ 犯罪を客観的に証明する証拠がないので、刑事訴訟の原則に従えば無罪になるはずだが、有罪になった。
- ⑨ 弁護士は、裁判長が不正常的な訴訟指揮を実施しているのに、その点を批判せず、証拠の拒否についても批判しなかった。
- ⑩ このような明白に無罪の事件がなぜ有罪になったのかを、担当弁護士を訪れて共同で分析しようとしたが、分析がある範囲を超えると、I弁護士が、お帰りくださいと言い、丁寧だが出て行くことを強制された。
- ⑪ 裁判所は明らかに不法な刑事司法を強行しており、弁護士として、それについて言及して批判しないのは職務怠慢であり、不当な有罪判決の責任の一端は弁護士にある。

調停は双方が合意しないと不調となる。

## 【株主確認訴訟と日本の司法制度に対する訴訟について】

### 【発表者】大友八郎

元の事件の経過は次のようなものである。大友さんはお兄さんと二人で会社を作り、共同経営して、成長させていった。企業の成長に対する大友さんの貢献は少なくない。初期のころは有限会社として、社員はお兄さんと大友さんの二人で、持ち分割合は半々だったが、事業の規模が大きくなり、株式会社に改組した。株式会社では7人の発起人がいなければならず、株式の保有割合は社長になるお兄さんに半分としたが、大友さんには少なく割り当てられた。

事業ではY市に山を持っていたが、土地を開発し、近隣地域はビルが建って

---

<sup>3</sup> 家裁書記官室でのやり取りが2017年5月15日、逮捕が2018年3月1日。

いるので、地価が高騰し、現在の価格では50億円から100億円までの間の価値があるのではないか。会社の主要な資産はこの土地である。

お兄さんは、大友さんの株主の権利をないがしろにして、7人の発起人など、事業に貢献していない人が初めから株主であるように書面を操作しているので、お兄さんに対して、株主の地位の確認と株式の保有割合を確認する訴訟を提起した。横浜地裁の第一審では、相手の資料は全部が偽造捏造で認めることはできず、双方の主張の溝は埋められず、判決を出してほしいと裁判所に頼んだ。ところが、突然に、裁判長が交代になり、その裁判長は審理を続けず判決言渡しになった。その判決は、大友さんが株主であることは認めているが、その割合は不当に小さく、大友さんは不満である。このでたらめな判決を書いた裁判官は小山邦和という人で、その後九州の高等裁判所に移動になった。そこでも、玉江さんの裁判で、でたらめ判決を出し、そのことが縁で玉江さんと知り合った。

一審判決はでたらめ判決だったので、控訴した。控訴審で相手方を大友さんが自分で証人尋問する機会が与えられたが、制限時間20分間で尋問を終わらせるということで、相手の書面などはすべてがでたらめなので、そのような短時間ですべてを聞き出せるわけがない。アメリカではデポジションで、制限時間がほとんどなく、事実確認を徹底的に行うので、そのようにしてほしいのだが、弁護士が「けんか腰で話すと裁判官に嫌われる」というので、その点は気を付けて質問をした。相手方のすべての資料がでたらめなので、一つ一つ指摘しているととても時間が足りないので、「自分の裁判に間違いがあれば裁判で負けてもいい」といい、相手は「ううん、いいよ」と言って同意した。さらに、相手方の「裁判に間違いが見つかったら、裁判に負けてもかまわないか？」と聞いたところ、相手は「ううん、いいよ」と同意した。

ところが、右陪席の伊藤瑩子という裁判官が「そんなことをする者がどこにいますか」と言って、大友さんの尋問を遮り、その後、裁判長が「もういい」と言って、尋問を終了させた。裁判官らが退廷するとき、伊藤裁判官は「ここは日本だから日本のやり方でやります」と大友さんに言った。

その後、法廷調書入手して確認したところ、二番目の質問「相手方の『裁判に間違いが見つかったら、裁判に負けてもかまわないか?』に対して、相手は、「ううん、いいよ」ではなく、「そんなことをする者がどこにいますか」と答えたことになっているが、これは相手ではなく、伊藤裁判官が言った言葉である。これは文書の捏造であり、訂正を求めたが、裁判所はそれに従わず、実際にそのように答えたことにしようとしている。

このような文書の改ざんは論外であり、裁判官忌避、訴追請求などできることは全部行ったが、まったく効果がないので、個人の裁判官の問題ではなく、

日本の司法制度の問題であると気づき、その点から裁判所を批判した。日本の裁判所では、できる手続きはすべて踏んだが、まったく意味がないので、アメリカのカリフォルニア州裁判所に訴えたが、国家間の問題なので、連邦裁判所が取り扱うべきだと言われた。カリフォルニア州にはロサンゼルスに連邦裁判所の支部があるが、裁判官は常駐しておらず、裁判官が巡回する制度になっている。そこでも、日本の裁判所が管轄だと言われたので、国連や米州機構にも訴えることを検討したが、現在はホッポッている。

### 3. 議論の要約<sup>4</sup>

(巫) 日本の裁判所というのは、法曹界全体を含めてキャパシティがものすごく小さく、ごく狭い範囲の法律論議を超えると<sup>5</sup>、もう対応できなくなるのですね。裁判官も世界観がすごく狭く、法律用語でない日本語で話をする、その意味を総合的に理解することができなくなる。人間的に不完全なのではないですか。

(小林) 日本の司法に割り当てられている予算は国家予算のうちのごくわずかで、その範囲で日本の治安を維持しているので、効率はいいということになるのでしょうか。

(巫) 少ない予算で治安を維持するためには、少数の人権侵害はやむを得ないということでしょうか〈そもそも少数なのか?〉。

(大友) とにかく、こんな日本の司法はなんとか変えていかないと、いつまでたっても日本人は不幸ですよ。何とかしなければならぬ。

### 【閉会】

(小林) そろそろ時間なので閉会しましょう。次回ですが、2週間後は12月31日(大晦日)なので、一回休んで、1月7日がいいのではないのでしょうか。

(全員) それでいいです。

(全員) それでは、皆様よいお年を。

(大友) Happy New Year.

(巫) Merry Christmas.

(全員) 有難うございました。

### 4. 次回の予定

今回は、3週間後の日本時間2023年1月7日(土)14時から17時くらい

<sup>4</sup> 議論の要約であり、この順で、この言葉通りの議論が行われたわけではありません。

<sup>5</sup> しばしば、その範囲というのは法律の正規の条文の読み方を逸脱し、普通感覚では違法といえるものである。たとえば、推定無罪、自白の証拠力、憲法第9条の解釈などなど。

までの Zoom 会議とします。Zoom ホストは小林さんです（米西部時間では、2023年1月6日（金）22時から25時くらい、米ハワイ時間では18時から）。

2022年12月19日

巫召鴻